

第1章 事業計画関連資料

1.1 エコパークいずもぎ緊急時対応マニュアル(抜粋)

エコパークいずもぎ緊急時対応マニュアル

1 目的

このマニュアルは、(財)新潟県環境保全事業団が管理する「エコパークいずもぎ管理事務所」(以下「管理事務所」という。)の、各施設などにおける事故発生等の緊急時の対応に必要な事項を定め、もって環境保全に資することを目的とする。

2 適用範囲

このマニュアルは、管理事務所において、次の緊急事態が発生した際に適用する。

この場合、緊急事態とは、当該事態の発生によって、人身や周辺的生活環境に重大な影響を与え、又は与えるおそれがあり、又は社会的混乱を生じさせるおそれがあり、その事態を除去又は回避するために、早急に関係者と連絡をとり適切な対応を図る必要のある下表の事故等を言う。

緊急事態の区分	要件	事例	連絡・緊急通報先	記載ページ
(1) 火災			図 1	9
(2) 異常出水		台風、豪雨、融雪等	図 1	9
(3) 地震	震度 4 以上 (出雲崎観測所)		図 1	9
(4) 労働災害			図 2	10
(5) 薬剤、油の流出			図 3	11
(6) 施設のシステムトラブル		最終処分場、焼却・破碎施設及び水処理施設等のシステムトラブル	<ul style="list-style-type: none"> ・生活環境の保全上支障が生ずる恐れのある場合 → 図 3 (公共用水域放流) → 図 4 (大気放出) ・生活環境の保全上支障がない場合 → 図 5 	11~13
(7) 排出基準の超過	排水、排ガスに係る有害物質等の超過		<ul style="list-style-type: none"> 図 3 (排水) 図 4 (排ガス) 	11~12
(8) 遮水機能診断システムの異常検出			図 6	14
(9) 環境モニタリング値の異常		モニタリング地下水、周辺地下水、土壌等	図 6	14
(10) 搬入道路での廃棄物の飛散・流出	県道、町道		図 7	15
(11) その他		敷地内法面崩落事故等	<ul style="list-style-type: none"> ・別表 1 ・必要により出雲崎町、稲川集落等の関係機関 	

3 緊急事態発生時の行動手順、連絡体制等

(1) 上記(1)~(11)の緊急事態が発生したときは、発生箇所の部門長等現場責任者や発見者は、配下の職員等に指示し、けが人等の救助活動や事故拡大の防止措置を講ずるとともに、緊急事態の状況を直ちに管理事務所長(以下「所長」という)に第一報として報告する。

(2) 緊急事態発生時の報告を受けた所長は、発生現場に管理事務所職員(以下「職員」という)を派遣し状況を確認するとともに、必要によって発生現場への応援体制を組むものとする。

また、発生時間が、土曜、日曜、祭日や夜間等の場合は、別に定める緊急時の連絡体制(別表1)により、必要な職員を招集して対応するものとする。

なお、現場部門等についても、各部門で別途定める連絡体制により、同様な対応をとるものとする。

(3) 緊急事態における救助活動や事故拡大の応急措置が講じられ、被害状況の確認等が終えた段階で、事故原因の究明や事故対応策、今後の再発防止策等を審議・検討するため、速やかに推進委員会を招集し緊急事態対策を行うとともに、態様別の所外連絡表(図1～7)を参考に、事故等の程度、影響を及ぼす恐れのある範囲等から判断して必要な通報先に連絡報告を行うものとする。

(4) 緊急事態が発生した場合、事故原因の究明や対応策の検証、関係行政機関への報告、情報開示などが様々な対応が想定されることから、発生から継続、収束に至る各段階の時間と行動、状況の変化、写真などについて、記録として残しておくものとする。

4 緊急事態発生時の主な対応

(1) 火災

ア 出火の発見や通報があった場合は、別に定めた自衛体制(別表2)に基づき速やかに消火活動に努める。

イ 所長又はこれに代わる者は、図1により直ちに消防署等に連絡するなど、適切な措置を講ずるものとする。

ウ 所長又はこれに代わる者は、二次災害等の発生防止に努めるものとする。

(2) 異常出水(台風、豪雨、融雪等)

ア 所長又はこれに代わる者は、気象情報の収集に努め必要に応じて別に定めた自衛体制(別表2)に基づき適切な措置を講ずるとともに、状況によっては図1により連絡する。

(3) 地震(震度4以上)

ア 震度4以上の地震が発生した時、所長又はこれに代わる者は、早急に被害状況を確認し状況に応じて別に定めた自衛体制(別表2)に基づき適切な措置を講ずるとともに、被害の程度、影響範囲等の被災状況を把握し、速やかに図1により連絡する。

イ 震度4以上の地震発生の際は、各部門長が施設の点検を行うものとする。

ウ 主な点検箇所は最終処分場の堰提部・調整池、水処理施設の水槽・機器類、焼却施設の燃焼室、排ガス処理設備、煙突等の重要な設備とし、目視により点検を行う。

なお、その際施設の全体についても異常がないか確認に努めるものとする。

エ 所長又はこれに代わる者は、余震に備え十分な警戒と安全性の確保に努めるものとする。

(4) 労働災害

ア 人身事故が発生した場合は直ちに適切な救急処置を施し、医師による治療が必要な場合は直ち

に病院などへ運び、治療を受けさせるとともに、被災者の家族に負傷状況等をすみやかに連絡するものとする。

イ 所長又はこれに代わる者は、負傷者の状態、事故発生の状況を的確に把握して図2により通報するものとする。

(5) 薬剤、油の流出

ア 所長又はこれに代わる者は、事故の発生連絡を受け次第、環境に影響しないよう応急措置を講ずるとともに図3により通報するものとする。

(6) 施設のシステムトラブル（最終処分場、破碎等処理施設及び浸出水処理施設等のシステムトラブル）

ア 生活環境の保全上支障が生ずる恐れのある場合

所長又はこれに代わる者は、事故の発生連絡を受け次第、直ちに受入及び処理処分を停止し応急の措置（調査、対策等）を講ずるとともに図3、図4により通報するものとする。

イ 生活環境の保全上支障がない場合

所長又はこれに代わるものは、事故の発生連絡を受け次第、必要により関係機関図5に通報するものとする。

(7) 排出基準の超過（排水、排ガスに係る有害物質等）

所長又はこれに代わる者は排水又は排ガス中の有害物質等の検査結果が排出基準を超過していると判明した時は、速やかに原因を究明して必要な措置をとるとともに講じた措置について可及的速やかに排水については図3、排ガスについては図4の関係機関に通報するものとする。

(8) 遮水機能診断システムの異常検出

所長又はこれに代わる者は、システムに異常値が認められその原因が遮水シートの破損による場合は、速やかに図6により通報するとともに、二重遮水層（ベントナイト混合土）の遮水効果を地下水のモニタリングシステムで確認し、破損個所の修復措置を行うものとする。

(9) 環境モニタリング値の異常（モニタリング地下水、周辺地下水、土壌等）

所長又はこれに代わる者は、環境モニタリング値に異常値が検出された場合、速やかに再調査を行うなど原因究明を行うとともに図6により通報し対応について協議するものとする。

(10) 搬入道路（県道、町道）での廃棄物の飛散・流出

ア 所長又はこれに代わる者は、事故の発生連絡を受け次第速やかに現地調査等により原因者を確定する。

イ 原因者に当該廃棄物の撤去清掃を指示し、原因者が行う撤去清掃活動に協力するとともに図7により通報するものとする。

(11) その他（敷地内法面崩落事故など）

所長又はこれに代わる者は、施設の異常について発見や通報があった場合は、緊急時の連絡体

制（別表 1）により連絡報告を行い、適切な措置を講ずるとともに必要により、出雲崎町、稲川集落等の関係機関に通報するものとする。

5. 緊急事態発生後の対応

(1) 事故原因の究明と再発防止策の検討

事故原因の究明については、緊急事態発生箇所の部門長が発生現場の担当者等に指示し、被害状況を把握するとともに事故発生に至る原因を調査する。

また、再発防止策の検討にあたっては、事故原因が技術的要因か組織的要因（人的要因等）かの両面から詳細に調査するとともに、その結果を基に推進委員会と連携・協議し、検討を行うものとする。

(2) 事故の報告・届出の時期等に関する基本的事項

①緊急事態発生報告等

部門長は、事故・緊急事態の原因を究明して対応を実施し、環境マニュアルに従い、「事故・緊急事態発生報告書」として、環境管理責任者へ提出する。

また、事故の内容が、排出基準の超過等に関わるもので、環境マニュアルの不適合の基準による環境関連法令による規制値が満たされていない場合に該当する場合は、「不適合是正処置報告書」を作成し、あわせて提出するものとする。

なお、行政機関等への届出、報告が必要になった場合については、これとは別に事故報告書等の作成について、別途指示するものとする。

②行政機関への届出、報告等

事故発生等の際、以下の届出等が必要になる場合があるので留意すること。

1. 廃棄物処理及び清掃に関する法律第 21 条の 2（事故時の措置）

応急措置を行った後速やかに、管理事務所として長岡環境センターへの届出が必要。

2. 労働安全衛生規則第 96 条に定める事故が発生した場合の報告（事故報告）

負傷者の有無に係わらず遅滞なく、事業所として長岡労働基準監督署へ報告が必要。なお、死傷者があった場合は、四半期を期限に労働者私傷病報告を行う必要がある。

(3) 緊急事態対応訓練

緊急事態対応訓練については、環境マニュアルに定める手続きにより実施する。

6. 緊急時対応マニュアルの改訂

このマニュアルは、事故・緊急時の対応状況や廃棄物処理施設事故対応マニュアル作成指針の動向等により見直しを実施し、見直しの方法は、環境マニュアルに基づくマネジメントレビューの例により毎年 2 月定期的に見直すものとする。

なお、人事異動等に伴う責任者の変更等については、適宜見直すものとする。

図 1	①火災の通報先
	②異常出水の通報先
	③地震の通報先

エコパークいずもぎき

TEL(0258)41-7800 FAX(0258)41-7802

通 報 先	電 話 番 号	F A X 番 号
出雲崎町 (町民課)	(0258)78-3111	(0258)78-4483
稲川集落総代		
長岡地域振興局健康福祉環境部 (環境センター廃棄物対策担当)	(0258)38-2532	(0258)38-2671
廃棄物対策課 (産業廃棄物係)	(025)280-5161	(025)280-5740
与板警察署	(0258)72-0110	
警察 川西駐在所	(0258)78-3900	
出雲崎交番	(0258)78-2042	
柏崎市消防署出雲崎分遣所	(0258)78-2576	
被災者家族		

図 2	労働災害の通報先
-----	----------

エコパークいずもぎき

TEL (0258) 41-7800 FAX (0258) 41-7802

通 報 先	電 話 番 号	F A X 番 号
→ 廃棄物対策課（産業廃棄物係）	(025) 280-5161	
長岡地域振興局健康福祉環境 部（環境センター廃棄物対策担 当）	(0258) 38-2532	(025) 280-5740
柏崎市消防署出雲崎分遣所	(0258) 78-2576	(0258) 38-2671
長岡労働基準監督署	(0258) 33-8711	
被災者家族		

図 3	①薬剤・油の流出の通報先
	②施設のシステムトラブル(公共用水域放流)の通報先
	③排出基準の超過(排水)の通報先

エコパークいずもざき

TEL(0258)41-7800 FAX(0258)41-7802

通 報 先	電 話 番 号	F A X 番 号
出雲崎町(町民課)	(0258)78-3111	(0258)78-4483
柏崎市西山支所(福祉保健課)	(0257)31-6100	(0257)47-2869
稲川集落総代		
エコパークいずもざき環境保全協議会(事務局:町民課)	(0258)78-3111	(0258)78-4483
出雲崎町議会(議会事務局)	(0258)78-3111	(0258)78-4483
長岡地域振興局健康福祉環境部(環境センター廃棄物対策担当)	(0258)38-2532	(0258)38-2671
廃棄物対策課(産業廃棄物係)	(025)280-5161	(025)280-5740
長岡地域振興局地域整備部庶務課(行政係)(島崎川、稲川)	(0258)38-2619	(0258)38-2676
出雲崎町(建設課)(中田川)	(0258)78-3111	(0258)78-4483
柏崎市消防署出雲崎分遣所	(0258)78-2576	
長岡市和島支所(市民生活課)	(0258)74-3111	(0258)74-3500
長岡市寺泊支所(市民生活課)	(0258)75-3111	(0258)75-2238
沢田水利組合		
西越地区水利組合		
出雲崎町農業委員会(農林水産課)	(0258)78-3111	
長岡市和島支所(農業委員会)	(0258)74-3111	
越後さんとう農業協同組合北部中央支店	(0258)74-3777	
三島郡北部土地改良区	(0256)91-3233	
出雲崎町(農林水産課)	(0258)78-3111	
中田川慣行水利権組合		

※エコパークいずもざき環境保全協議会、出雲崎町議会、出雲崎町(建設課)、出雲崎町農業委員会、出雲崎町(農林水産課)への第一報の通報は、可能な場合は出雲崎町(町民課)から行うよう依頼するものとする。

図 4	①施設のシステムトラブル（大気放出）の通報先
	②排出基準の超過（排ガス）の通報先

エコパークいずもざき

TEL(0258)41-7800 FAX(0258)41-7802

通 報 先	電 話 番 号	F A X 番 号
出雲崎町（町民課）	(0258)78-3111	(0258)78-4483
柏崎市西山支所(福祉保健課)	(0257)31-6100	(0257)47-2869
稲川集落総代		
エコパークいずもざき環境保全協議会	(0258)78-3111	(0258)78-4483
出雲崎町議会（議会事務局）	(0258)78-3111	(0258)78-4483
長岡地域振興局健康福祉環境部 （環境センター廃棄物対策担当）	(0258)38-2532	(0258)38-2671
廃棄物対策課（産業廃棄物係）	(025)280-5161	(025)280-5740
長岡市和島支所（市民生活課）	(0258)74-3111	(0258)74-3500
長岡市寺泊支所（市民生活課）	(0258)75-3111	(0258)75-2238

図5 施設のシステムトラブル（敷地外に影響無し）の通報先

エコパークいずもざき

TEL(0258)41-7800 FAX(0258)41-7802

通 報 先	電 話 番 号	F A X 番 号
出雲崎町（町民課）	(0258)78-3111	(0258)78-4483
柏崎市西山支所（福祉保健課）	(0257)31-6100	(0257)47-2869
稲川集落総代		
エコパークいずもざき環境保全協議会	(0258)78-3111	(0258)78-4483
出雲崎町議会（議会事務局）	(0258)78-3111	(0258)78-4483
長岡地域振興局健康福祉環境部 （環境センター廃棄物対策担当）	(0258)38-2532	(0258)38-2671
廃棄物対策課（産業廃棄物係）	(025)280-5161	(025)280-5740

※必要により上記関係機関へ通報するものとする。

図 6	①遮水機能診断システム異常検出時の通報先
	②環境モニタリング値の異常時の通報先

エコパークいずもざき

TEL(0258)41-7800 FAX(0258)41-7802

通 報 先	電 話 番 号	F A X 番 号
出雲崎町 (町民課)	(0258)78-3111	(0258)78-4483
→ 柏崎市西山支所 (福祉保健課)	(0257)31-6100	(0257)47-2869
稲川集落総代		
エコパークいずもざき環境保全協議会 (事務局:町民課)	(0258)78-3111	(0258)78-4483
出雲崎町議会 (議会事務局)	(0258)78-3111	(0258)78-4483
長岡地域振興局健康福祉環境部 (環境センター廃棄物対策担当)	(0258)38-2532	(0258)38-2671
廃棄物対策課 (産業廃棄物係)	(025)280-5161	(025)280-5740

図 7

搬入道路での廃棄物の飛散・流出の通報先

エコパークいずもぎき

TEL(0258)41-7800 FAX(0258)41-7802

通 報 先	電 話 番 号	F A X 番 号
出雲崎町 (町民課)	(0258) 78-3111	(0258) 78-4483
→ 稲川集落総代		
長岡地域振興局健康福祉環境部 (環境センター廃棄物対策担当)	(0258) 38-2532	(0258) 38-2671
廃棄物対策課 (産業廃棄物係)	(025) 280-5161	(025) 280-5740
警察 川西駐在所	(0258) 78-3900	
搬入業者・排出事業所		